

広島県内図書館連絡会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、広島県大学図書館協議会を甲、広島県公共図書館協会を乙として、広島県内図書館相互協力に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、広島県内図書館連絡会の設置に関する必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この連絡会の名称は、広島県内図書館連絡会議（以下「会議」という。）とする。

(目的)

第3条 甲及び乙の加盟館が、館種を超えた幅広い連携協力を推進するために、調査・研究・企画等の協議を行い、県内図書館活動の進展に寄与することを目的とする。

(構成)

第4条 会議の委員は、甲及び乙から推薦されたそれぞれ3名の委員で構成する。

2 委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合の委員は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて甲の事務局と協議の上、乙の事務局がこれを招集する。

(協議)

第6条 前条の協議事項は、甲の代表幹事館及び乙の会長へ報告する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、甲と協議の上、乙の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は平成18年7月13日から施行する。